

## 山口家庭裁判所委員会議事概要

第1 日 時 平成19年2月27日(火)午後1時30分

第2 場 所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

勝山浩嗣委員, 加登田恵子委員, 杉山和子委員, 田畑元久委員, 中山修身委員, 西村寿美雄委員, 野中百合子委員, 福田廣委員, 宮本邦彦委員, 安原清藏委員(委員長)

[オブザーバー]

山崎正秀事務局長, 池村嘉浩首席家裁調査官, 刀禰紘道首席書記官

第4 議題

1 委員長あいさつ

2 意見交換

テーマ「家庭裁判所と子どものかかわり」

3 委員長あいさつ

第5 会議経過

1 委員長からあいさつがあった。

2 意見交換等

(委員長)

本日の意見交換のテーマは、「家庭裁判所と子どものかかわり」とすることで前回に御了解をいただいている。

まずは、裁判所から「家庭裁判所と子どもを巡る問題に対するかかわり方」として、少年関係からは「いじめ問題」、家事関係からは「児童虐待」及び「面接交渉」について概要を説明をさせていただきたい。その後で「面

接交渉」についてのDVD等を視聴し、「子どもを巡る夫婦間等の紛争における調査官及びツールの活用について」の説明をさせていただきたい。

### 【プレゼンテーション】

木原家裁調査官により、本日のテーマについて次のとおりプレゼンテーションがあった。

#### (1) 少年関係「いじめ問題」

少年事件では、通常、傷害、暴行、恐喝の立件が多く、ズボンが無理やり脱がそうとしたことによる立件（自殺当日、ズボンを脱がそうとした同級生5人のうち、14歳だった3人を暴力行為処罰法違反容疑で書類送検し、13歳だった2人は、同様の非行事実で児童相談所通告。2月19日付け読売新聞「三輪中いじめ自殺」の記事参照）は異例である。

少年事件の手続は、COURTやまぐち第8号、同9号の裁判所手続案内で事件の発生からの流れを説明している。

少年事件では、同調しないと自分がやられると、被害者が加害者に転化することもあり、集団の連帯感の強まり、仲間意識から集団行動がエスカレートすることもある。

#### (2) 家事関係

##### ア 「児童虐待」

実の親、義理の親、親の交際相手から虐待を受け、児童が命を奪われる場合がある。

改正された児童福祉法は、平成17年4月1日から施行されており、親権者が児童を虐待したり、監護を怠っていたりした場合、児童相談所の申立てにより、親権者等が同意しない場合においても、家裁が、虐待の有無について調査し、児童相談所への入所の要否を決定することができる。

児童福祉法28条1項事件の新受件数は、平成8年の54件から年

々増加し、平成16年は234件に達しているが、改正後の平成17年には184件に減少している。しかし、依然として高い水準にある。

主たる虐待者としては、実父、実母のパターンが多い。

児童福祉法の関係は、家裁だけではなかなか解決できないので、関係機関との連携をより密にしていかなければならない。

イ 「面接交渉」

プレゼンテーションを実施した。

#### 【意見交換の概要】

[ :委員長 :委員(委員長を除く。) :オブザーバー  
:説明者(木原家裁調査官)]

山口では、面接交渉の試行は実際に行われているのか。それとも、これからやっということなのか。

裁判所がこれからやっという意味での試行ではない。

実際、既に、夫婦が別居状態にあり、子供の奪い合いの状況の中で離婚調停の申立てをされる場合が多く、離婚は仕方ない状況にある調停の場合において、別居状態にある親が子供に会いたい、子供に会うことが確保できれば養育費も考えたいという親もいる。そういう時、ノウハウを持っている調査官が、子を監護している親の同意を得て、仲立ちをし、模索しながら、別居している親が子に会える機会を実践している。

山口には、今、児童室がないと聞いているが、児童室がない状態で試行はどのようにしているのか。

山口では、今、和室調停室を利用している。現在のところ、その部屋にマジックミラーはない。

手順としては、まず、非観護親に和室調停室に入ってもらい、その後、私が子供の手を引いて部屋に入り子供に会ってもらい、非監護親と子供の様子を、ドアの所から、監護親に見てもらっているのが実情である。ただし、山

口にも児童室ができる方向なので、今は、児童室ができるのを待っている状態である。

新しくできる児童室は、マジックミラーを付けた部屋なのか。写真を見せてもらったが、マジックミラーがいるのだろうかと思う。

マジックミラーが付いたのは昭和30年くらいからである。今では機材が発達しているので、ビデオでいいという者もいる。マジックミラーを作るとどうしても2つの部屋が必要となり、建物の構造上の問題もある。

当事者に見せるDVDは、最高裁が作ったのか。

これは大阪家裁が作った物で、最高裁作成のDVDは別にある。

プレールームは、ちょっと大きな子にはどうかと思う。

DVDでは遊園地に行くと言ったが、裁判所の職員が、実際に遊園地に行くこともあるのか。

実際に行くこともあり、当事者だけの時もある。ケースバイケースである。

DVDで遊園地へ行くと言うのは、裁判所が行くと言うのではなく、当事者に対する、どうですかという意味でのアドバイスであろうと思われる。

近くの公園を利用して別居中の親に合わせることにより、円満に離婚に至り、面接交渉もうまくいくこともあるが、面接交渉には危険を伴う場合もある。

面接交渉の試行実施の全体に対する割合、頻度はどのくらいなのか。

面接交渉の試行は必要と言っているが、人的、物的施設の関係で、できない場合が多いのかどうかを教えていただきたい。

試行は、家裁調査官の人数が足りないからしていないということではなく、必要な場合には、実施している。

山口家庭裁判所の家事係の家裁調査官は、現在、7人いる。1人の家裁調査官が1年間で2件から3件、面接交渉の試行をやっているが、していない家裁調査官もいるので、全体としてはまだまだ多いわけではない。

進行中の事件で、面接交渉の試行が必要かどうかを検討するのに、調停委員会から家裁調査官が呼ばれることがある。

家裁調査官が事情を聞き、試行が必要と考え、調停委員会が試行すると判断すれば試行することになる。しかし、試行と言っても、子供を非監護親に会わせた結果、子供に悪影響の出ることがあるので、試行は慎重に行っている。

どのくらい年齢の子供が一番多いのか。

小学校低学年の子供が一番多いのではないかと思われる。

中学生未満が対象であり、私は、5、6歳の子供を担当したことがある。

周南支部には家裁調査官が常駐していないが、ケースによっては、周南支部で、面接交渉をしていただくことは可能か。

可能である。

面接交渉の試行は、非監護親が子供に会う権利を保証するということなのか。

基本的には、面接交渉の試行は、両親が連絡を取り合って、面接交渉を続けてもらうための予行演習のようなものである。

調停条項の中に面接交渉を入れる場合、具体的な方法や頻度等は、子供の福祉に配慮して調停条項に盛り込まれることになる。

このようなことは、日本では一般的なのか。日本の離婚では、今、面接交渉権を含めて決めているのか。

面接交渉を取り決めた上で、離婚を成立させるケースは多くなっていると感じている。

以前と比べ、非監護親が、権利として面接交渉権を主張する割合は増えていると思われるが、定着しているかと聞かれれば疑問である。

各庁でパンフレットが作られ、面接交渉に積極的に取り組むようになったのは、「平成」に入ってからである。

離婚の圧倒的多数は協議離婚であり、離婚の約8割について、母親が親権者になっていると思われる。

家庭裁判所に係属した場合には、面接交渉についてもできるだけ決めていこうと思っている。

離婚の際に、親権者について子供は何も言えない。子供の意見が離婚に反映されていないと言われ出してから、面接交渉についての考え方が変わってきている。

DVDは、関係者全員に見せるのか。

全員ではない。

どういうときに見せているのか。

調査命令を受けたときに見せているのが実情である。DVDは、面接交渉の準備段階で使っている。

DVDができる前はパンフレットのみであった。しかし、DVDができてからはDVDを見てもらい、所々でDVDを止めて解説を加えながらやっているの、見た人の理解が深まっていると感じている。

DVの家庭の子供のように、会わせてはまずい場合もあるので、接見禁止はシビアにしてもらいたい。

たまたますごく離婚が増えており、防府のある保育園では3割が母子家庭となっている。

学生の卒業論文、離婚した子供のブログには、なぜ離婚したのかが説明されていないとか、どちらかの親に決めると言われたのがトラウマになっているとか、非監護親に面接に行くときに気を遣う心痛とか、愛し合っていない二人がなぜ自分を作ったかなど、子供から見た親の離婚についての記載がある。

夫婦は別れれば他人だが、子供は違う。アイデンティティが傷ついている。

子供への配慮、別れても親には、子供に対して責任があることを明確にし

て欲しい。

D Vの事件は、家裁ではなく地裁の担当である。

D Vのある家庭であれば面接交渉の試行は進めない。双方が顔を合わせないよう配慮し、警備もしている。子供に対する配慮については、より強く意識している。

D Vが家裁ではなく地裁となったいきさつは、配偶者の暴力から緊急に保護する必要があり、早くその辺りの判断を裁判所に求めたいということから地裁の担当となったようである。

いじめ自殺が事件として書類送検された事例は初めてなのか。

いじめが事件としてないわけではない。

いじめ事件の正確な数字は分からないが、いじめで少年が自殺した名古屋の岡崎のケースでは刑事事件で捜査し、家裁へ送致されている。

13歳以下は児童相談所へ送ると書いてあるが、小学校でもいじめはあると思うので、司法からもいろいろな目を向けていただければと思っている。

ヤンキー先生は、講演で、大人たちが見ていないからするいじめなのだから大人たちがちゃんと見てやればいいんだと話している。

実情をよく知らないでこんなことを言ってはいけないのかも知れないが、犯罪になると知らないで送検された中学生を気の毒と思う。

からかい程度を、相手がいじめと感じた場合、いじめ、犯罪と言われても困ると思う。

ある高校の事件の加害者については、学校で教育的な対応をされた。少年については、なるべく教育的な対応が基本と思う。

最終的には児童相談所がどう判断するかにかかっているが、年端もいかないう少年が、いじめで少年院はなかろうと思う。ケースによっては少年院もあり得ると思うが、今の制度は、少年院送致の年齢が低くなりすぎているのではないかと思う。

こういう問題は学校の中で解決すべきということか。

そこまで言うつもりはない。これが本当のいじめか、からかいか、大人の世界でも忘年会でやることがある。相手がいじめと感じたら加害者となってしまうかという思いがあり、世論の風を受けて、見せしめみたいなケースもあり得ないわけではない。このボーダーの辺りは、慎重にやっていただきたい。

学校の事件、先生に対する暴力も結構あり、学校の中では解決しきれなくなっているケースが増えていると思う。警察の関与がどこまで必要なのか、全体で考えなくてはいけなくなっている。

子供のことは、学校の中で解決していくことが理想かも知れないが、原因があれば原因を提示し、正さなければならないことは正し、けじめを付けていくことが解決の一つの方法かなと思う。

マスコミにも問題があるのではないか。マスコミが騒いでいる傾向にあり、釈然としない。

子供は学校に守られていて見えない。

子供に責任を取らせなくていいというものではないことを、子供に教える必要があるのではないか。

厳罰主義が裁判所の判断に影響していないか。

委員の方々の意見は認識させていただいたが、本日は、面接交渉について意見を伺いたい。

面接交渉の試行の関係で、こういうことをやってみたらとの意見があれば伺いたい。

離婚の9割が協議離婚であり、調停離婚の場合においても、必ず、面接交渉の条項を入れるわけではない。お金を払うにはバランスが必要であり、養育費の見返りが面接交渉ということではないのか。親権者について争いがあるときに面接交渉になると思う。



面接交渉については、周南の調停協会がよいパンフレットを作っているが、このパンフレットは、どういうときに配っているのか。親権が話題になっている場合は、配った方がいいのではないか。調停委員会で、必ず、渡すという仕組みを作る必要があるのではないのか。こういうパンフレットを配ることによって、家裁調査官が入らなくてもまとまる調停はたくさんあるのではないか。

裁判所の面接交渉の試行とパンフレットの配布の両方が大事である。

面接交渉は、介護保険と一緒に、結局、家族で解決できず、裁判所とか社会的な仕組みの中で解決することになる。

家庭の基本は親子であるが、自分たちで律することができずにいる場合が結構多く、若い夫婦の後ろには50歳前後の親がいて、口をはさみ紛争の主導権を実質的に握って決めていることがある。

若い夫婦の親子の場合は、そういうところまでの配慮が必要である。

主張がない場合においても面接交渉の試行は検討して欲しい。

予算上の都合もあるかと思うが、パンフレットはできるだけ全員に渡して欲しい。

周南のパンフレットは、周南の調停委員が判断され、必要に応じて渡している。

パンフレットは、本庁の家事調査官室に備えており、当事者の控室にもストックがある。

パンフレットを使う機会は増えていると思う。

ビデオの内容に含まれているものが、パンフレットに全ては含まれていない。パンフレットの内容を充実されたい。

ビデオは、できるだけ客観的な立場で作っている。客観的な立場で、子供のことを考えている。

正面玄関でビデオを流してはどうか。

ビデオの内容は心を打たない。しゃべりも素人である。

パワーポイントを使い、もっと格好いいものができるのではないか。

ビデオは、配慮の行き届いた内容であり、私自身は非常に感銘を受けた。

最高裁の作ったビデオはどういうものか。

プロが作ったドラマである。

絵本とかにより、離婚は夫婦の問題ではなく家庭崩壊だということを広く世間に知らせたらいいと思う。

離婚しようとしていない人達にも、離婚は、子供の心を傷付けていることを知らせるような配慮が欲しい。

児童福祉法28条につき、資料を出される時には、山口家裁ではどう変化しているかという資料も出してもらいたい。

成年後見については、市が関与したことから、法人後見人や第三者後見人の数が増えている。市の予算獲得で必要になるので、山口県内の資料、最高裁の司法統計をホームページに掲載して欲しい。

全国的な動向よりも山口県内はどうなっているかとか、周南と本庁でどう違うのかとかを示して欲しい。

児童福祉法第28条の関係では、知事が申立てをするものであるが、取下げの件数が多いと感じる。取下げが多いのはなぜなのか。

親が同意したことから、申立ての利益がなくなったということである。

### 3 次回期日及びテーマ

次回の開催は、11月29日(木)午後1時30分とし、テーマは、「離婚時における年金分割」とされた。

### 4 最後に、委員長からあいさつがあった。

以 上